

令和5年度
ケアラー支援の推進に関して講じた
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和6年6月
茨 城 県

この「ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（令和3年茨城県条例第60号）第15条の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第8条から第14条の規定に沿って、令和4年度の施策や取組を整理しています。

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（抄）
(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

目 次

1 条例の基本事項	1
2 条例の概要・施策体系図・維持体制等	
(1) 条例の概要・施策体系図	1
(2) 推進体制	2
(3) 条例制定後の主な取組	3
3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組	
(1) 市町村との連携等	4
(2) ケアラーの支援	5
(3) 人材の育成等	11
(4) 普及啓発	14
(5) 民間支援団体の活動に対する支援	18
(参考) 茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい 社会を実現するための条例	19

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公 布 日	令和3年12月14日
報告の根拠	第15条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止
○全ての県民が生きやすい社会の実現

2 定義（第2条）

○ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
○ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対する、無償でケアを行う者
○ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
○関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
○民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
○学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

3 基本理念（第3条）

○全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
○ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
○ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

4 県の責務と関係者の役割（第4条—第8条）

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
○市町村との連携等
・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

5 基本的施策（第9条—第14条）

（1）県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

（2）ケアラーの支援（第10条）

○県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
⑧ヤングケアラーの教育機会の確保
⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
○県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

（3）人材の育成等（第11条）

○相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
○カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

（4）普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

（5）民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

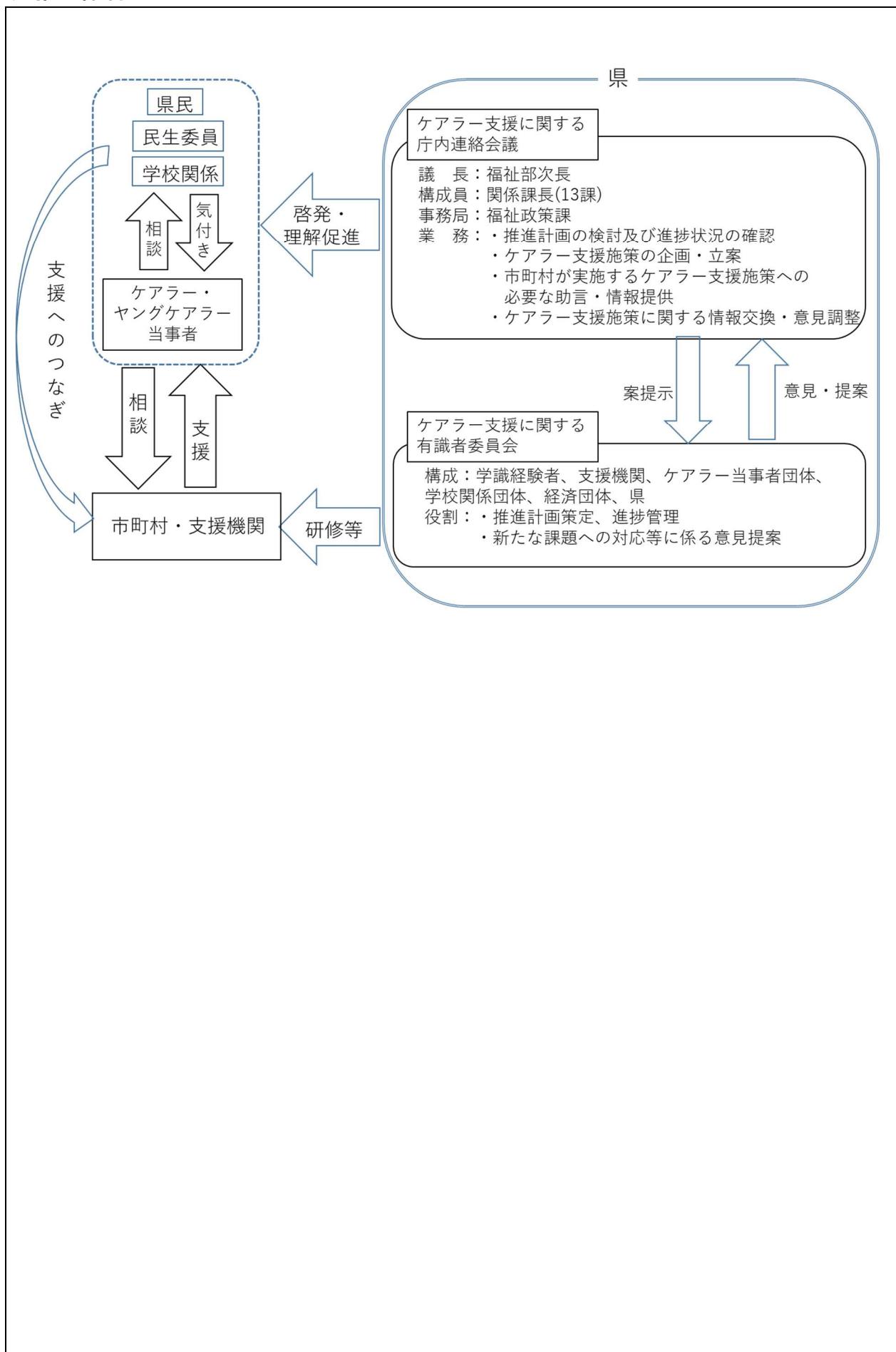
（6）実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

（7）その他（第15条-17条）

○知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
○推進体制の整備
○財政上の措置

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

(1) ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施

ケアラー・ヤングケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年4月～7月に、県内の児童生徒や学校、ケアラー当事者、支援機関等を対象にアンケート調査を実施した。(結果公表：令和4年11月)

(参考)「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合

	小学6年生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査※	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

※国調査は令和2年度に実施

(2) 推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定した。

○計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、②相談支援体制の整備、
③多様な支援施策の推進、④人材の育成

2 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

○知事部局と教育庁で連携し、学校のホームルーム等において、啓発用電子リーフレット等により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。

○関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。

〔令和5年度：16回（県生活学校連絡会、常陸太田市生徒指導連絡協議会、龍ヶ崎市教育委員会など）〕

○県広報紙「ひばり」、県ホームページ、SNS等による情報発信。

○教育庁主催によるシンポジウムの開催（令和5年度）

　テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会～こどもがこどもでいられるために～

(2) 相談支援体制の整備

○市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。（令和4年8月～）

○市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。

（令和4年度：3会場102名参加、令和5年度：3会場124名参加）

○認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。

（令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施）

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携等（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 多様な関係機関が参加する合同研修の開催	県	<p><実施状況></p> <p>1 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修</p> <p>(1) 日時・場所・参加人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月6日 新治地区公民会（土浦市） 44名 ・令和6年2月26日 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（水戸市） 50名 ・令和6年2月27日 県西生涯学習センター（筑西市） 31名 <p>(2) 対象者</p> <p>市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等</p> <p>(3) 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー専門家による講義 ・NPO法人等によるパネルディスカッション（活動発表） ・グループワーク（ケーススタディ） <p><成果></p> <p>福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員の参加により、NPO法人等の活動事例やケーススタディを通じて具体的な支援等を考える研修を行った結果、関係者のスキルアップ及び連携強化を図ることができた。</p> <p style="text-align: right;">(福祉部福祉政策課)</p>	1,735千円
【今後の取組】 多様な関係機	県	複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを適切に支援していくため、福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員のスキ	1,779千円

関が参加する 合同研修の開 催		ルアップ及び連携強化を目的として、ケースス タディなど実践的な研修会を開催する。	
-----------------------	--	---	--

(2) ケアラーの支援（第10条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ケアラー相談窓口の明確化の推進	県	<p><実施状況></p> <p>各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の担当課一覧を県ホームページで公表している。(令和4年8月～)</p> <p><成果></p> <p>市町村の担当課窓口一覧を公表することにより、ケアラー及びその家族等への情報提供が可能となっている。</p> <p>(福祉部福祉政策課)</p>	—
【今後の取組】 ケアラー相談窓口の明確化の推進	県	ケアラー・ヤングケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、引き続き、県ホームページ等において、各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供する。	—
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	<p><実施状況></p> <p>1 いばらき虐待ホットライン</p> <p>(1) 対象者：18歳未満の児童の虐待に関することであれば、誰でも相談可能</p> <p>(2) 相談時間・方法：24時間無休対応の電話相談</p> <p>(3) 相談内容：児童虐待等に関する通報と相談</p> <p>(4) 相談実績：令和5年度：2,702件 (うち緊急405件)</p> <p>2 親子のための相談LINE</p> <p>(1) 対象者：子ども(18歳未満)とその保護者等</p> <p>(2) 相談対応時間：平日(土日祝日除く) 10時～20時</p> <p>※時間外の相談は、返信を希望される方へ翌相談対応時間内に対応する。</p>	28,594千円

		<p>緊急的な虐待通報や児童虐待に関する緊急相談は、24時間無休対応の「虐待ホットライン 189」（電話）へつなぐ。</p> <p>(3) 相談内容：児童虐待に関する電話、子育てや親子関係についての悩み相談等。</p> <p>(4) その他：身体や命に危険があるなどの緊急時は、児童相談所や警察等の関係機関へつなぐ。 相談は無料、匿名でも可能。子どもも本人からの相談も可能。</p> <p>(5) 相談実績：令和5年度 355件 <成果> 児童虐待に係る相談や通報に24時間体制で対応し、緊急事案に対して児童相談所や警察と連携して対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 SNSを活用した気軽に相談できる窓口を整備し、児童虐待や子育て等についての相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 (福祉部子ども政策局青少年家庭課)</p>	
【今後の取組】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	24時間対応の電話相談窓口、SNS相談窓口を開設し、ヤングケアラーなど18歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応する。	28,594千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<p><実施状況></p> <p>○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）に配置 ・年間1校当たり15回～32回 ・1回当たり3～4時間 <成果> 県立高等学校等において、生徒の心のケアや生徒への対応に関する保護者や教員への助言・指導のほか、スクールカウンセラーを講師とした研修により、教員のカウンセリング能力等を向上させるなど教育相談体制の充実を図ることができた。</p>	45,915千円

		(教育庁学校教育部高校教育課)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立学校に配置し、教育相談体制を充実させる。	48,577千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	<p><実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数：500回（原則1回2時間） ・派遣時期：令和5年4月～令和6年3月で 随時 ○ヤングケアラーに対する理解促進を図るためにスクールソーシャルワーカーを派遣し校内研修会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研修実績：県立高等学校等95校中92校で 実施（実施率：96.8%） ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：随時 ○スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容：県立高等学校等の教育相談担当職員を対象にヤングケアラー支援に関する研修会を実施 ・実施時期：4月 ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容：「認定NPO法人大タリバ」よりヤングケアラーに関する事業説明 ・実施時期：2月 <p><成果></p> <p>スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を通して、各校におけるヤングケアラーに関する認知度向上や適切な支援等の理解促進を図ることができた。</p> <p>また、連絡協議会の事例検討や「認定NPO法人大タリバ」による事業説明等を通してスクールソーシャルワーカーの対応力の向上を図ることができた。</p>	4,160千円

【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	<p>県立学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒や保護者等に対する支援や助言等を行う。</p> <p>ケアラーに対する支援の重要性等について、教職員、生徒、保護者の理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行う必要があることから、すべての県立高等学校等においてスクールソーシャルワーカーを活用して研修を行い、学校における適切な支援に資する。</p>	4,284千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー活用事業	県	<p><実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村教育委員会の要請に応じて、小学校・中学校・義務教育学校（以下、小中学校等）に派遣 ○派遣回数：小中学校等 1,720回（原則1回3時間/5~12回程度） ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会 日時：令和5年4月24日実施 講師：茨城県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 内容：ヤングケアラー支援の具体例、学校においてヤングケアラーに関する教職員研修を行う際のポイント等 <p><成果></p> <p>担任をはじめとする教職員とともに、保護者や児童生徒に対する面談や家庭訪問を行い、児童生徒の生活環境を把握し、家庭環境への働きかけを行うことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。</p> <p>連絡協議会の研修を通して、スクールソーシャルワーカーの対応力の向上を図ることができた。</p> <p>スクールソーシャルワーカーが派遣校でヤングケアラーに関する教職員研修を行う際のポイントをつかむことができた。また、スクールソーシャルワーカー間において研修資料を共有した。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学校教育部義務教育課）</p>	19,592千円
【今後の取	県	社会福祉等に関して専門性の高い支援を必	21,254千円

組】 スクールソーシャルワーカー活用事業		要としている小中学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図る。	
【前年度の実施状況及び成果】 子どもホットラインによる相談支援	県	<p><実施状況></p> <p>○電話やEメール等による相談対応を毎日 24 時間行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：12,193 件（令和5年度末現在） ・内容：相談員に対し、様々な研修を実施した。 ・全体研修「電話相談後のシェアリングについて」「茨城県虐待対応の現状及び成果と課題について」 <p><成果></p> <p>子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることができた。</p> <p>相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。</p> <p style="text-align: right;">(教育庁学校教育部義務教育課)</p>	42,302 千円
【今後の取組】 子どもホットラインによる相談支援	県	18歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による 24 時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図る。	47,106 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	<p><実施状況></p> <p>○LINE、WEBによる相談対応を毎日 18 時～22 時まで開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：約 2,000 件（令和6年1月末現在） <p>○「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINE →相談を希望する児童生徒は、QRコードを読み取り、「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。 ・WEB →相談を希望する児童生徒は、QRコード 	44,878 千円

		<p>若しくはURLを入力し、開設時間内に相談メッセージを送信する。</p> <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS相談の利用者満足度調査によると約85%の児童生徒が「相談してよかったです」「悩みが解決できた・不安が解消された」と回答している。 ・児童生徒たちの相談体制の充実を図ことができた。 <p>(教育庁学校教育部義務教育課)</p>	
【今後の取組】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS(LINE、WEB)を使った相談窓口を1日5時間(17時から22時)毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。	40,551千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症電話相談事業	県	<p><実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先:公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 ・開設日時:月～金曜日 午後1時から4時 (年末年始、祝日を除く) ・相談員:8名 ・相談件数:145件 <p><成果></p> <p>介護の悩みや家族の人間関係等の相談に対し、感情の受け止めや考えの明確化等助言を行った。</p> <p>(保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)</p>	990千円
【今後の取組】 認知症電話相談事業	県	専用電話相談を設置し、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じる。実情に応じ、面談面接による相談を実施する。	990千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症高齢者等家族支援事業	県	<p><実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等本人同士の交流会の開催 (年6回) <p>委託先:公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部</p> <p>会場:ひたち野リフレビル4階(牛久市)</p> <p>参加者数:34名</p>	275千円

		<p>・男性介護者のつどい開催（年6回）</p> <p>委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部</p> <p>会場：ひたち野リフレビル4階（牛久市）</p> <p>参加者数：49名</p> <p><成果></p> <p>本人や家族同士が体験や希望を語り合う場を提供することで、認知症の知識・介護の技術面だけではなく、精神面も含めた支援が行えた。</p> <p>（保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）</p>	
【今後の取組】 認知症高齢者等家族支援事業	県	<p>認知症の本人や認知症高齢者等を支える家族と認知症介護の経験を持つ地域の経験者等との交流の場を設ける。</p> <p>※委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部</p>	275千円
【前年度の実施状況及び成果】 民間団体等における交流の機会づくり	県	<p><実施状況></p> <p>・認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供</p> <p>（令和5年4月～、支援対象10人）</p> <p><成果></p> <p>支援対象の中には、病気等の家族をケアする中高生の負担軽減につながったり、投げやりな気持ちを切り替えて進学を目指すようになるなど好転している事例もあった。</p> <p>（福祉部福祉政策課）</p>	—
【今後の取組】 民間団体等における交流の機会づくり	県	認定NPO法人カタリバ及びヤングケアラーワークに積極的に取り組む市町村等と連携し、伴走支援プログラムの周知、支援を行う。	—

（3）人材の育成等（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 〔千円〕
【前年度の実施状況及び成	県	<実施状況>	今年度当初予算額 〔千円〕
施状況及び成		○令和5年度生活困窮者自立支援制度支援員	152千円

<p>果】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修</p>		<p>等研修 【講義】(公開動画の視聴：令和5年12月18日から令和6年2月22日まで) ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラーワーク」(20分)を令和4年度より追加 ・動画共有サービス(Yo u T u b e)に講義を限定公開(上記を含む21講義計630分) ・視聴後、受講者は事後アンケートを提出 【グループワーク】(令和5年12月21日) ・テーマ：「関係機関と連携した支援事例」 ・出席者：30名 <成果> ケアラー・ヤングケアラーワークについて、参加者の理解を深めことができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。 (福祉部福祉政策課)</p>	
<p>【今後の取組】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修</p>	県	<p>生活困窮者自立相談支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員としての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。</p>	310千円
<p>【前年度の実施状況及び成果】 認知症サポート活動促進事業</p>	県	<p><実施状況></p> <p>1 チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催(2回開催) 認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりが推進されるよう、その方策を検討した。</p> <p>2 チームオレンジ整備に係る意見交換会(4回開催) 認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりが推進されるよう、チームオレンジ未設置市町村への支援として意見交換会を行</p>	200千円

		<p>った。</p> <p>3 オレンジ・チューター研修派遣（1回）</p> <p>「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」の立上げやチームオレンジコーディネーター従事（予定）者に対する研修講師を担当するオレンジ・チューターの養成研修に受講者を派遣。</p> <p><成果></p> <p>未設置市町村に対し、チームオレンジの整備推進に向けた好事例の発信を含めた支援を行うことができた。</p> <p>市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、助言や研修講師役となるオレンジ・チューターを養成することができた。</p> <p>令和5年度 養成者数 1名 累計5名（R 2～R 5） (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)</p>	
【今後の取組】 認知症サポーター活動促進事業	県	認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりを推進するため、市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、人材育成や好事例の発信など広域的な支援を行う。	900千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県認知症介護アドバイザー養成研修	県	<p><実施状況></p> <p>○茨城県認知症介護アドバイザー養成研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日時：令和5年7月28日、10月12日 ・研修修了者数：117名 <p><成果></p> <p>介護家族等が身近に相談できる相談役、認知症サポーター養成講座の講師役となる「茨城県認知症介護アドバイザー」を令和5年度までに累計2,458人養成した。</p> <p>また、茨城県認知症介護アドバイザー養成研修の修了者の登録名簿をとりまとめ、令和5年10月20日までに、市町村に送付した。</p> <p>(保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)</p>	32千円
【今後の取組】	県	認知症の方とその家族を地域で支え合う環	100千円

組】 茨城県認知症 介護アドバイ ザー養成研修		境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。	
----------------------------------	--	---	--

(4) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ケアラーに向けた情報発信	県	<実施状況> 県広報誌や県ホームページ、SNSを通じて、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 各種広報媒体による情報発信を行い、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	【前年度の実施状況及び成果】 ケアラーに向けた情報発信
【今後の取組】 ケアラーに向けた情報発信	県	引き続き、各種広報媒体による広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を促進する。	【今後の取組】 各種啓発ツールによる啓発
【前年度の実施状況及び成果】 各種啓発ツールによる啓発	県	<実施状況> ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作した。教育庁を通して各学校へ配付するとともに、市町村、社会福祉協議会、NPO等へも配付して研修等での活用を依頼した。 <成果> 啓発ツールを活用し、あらゆる機会を捉えて広報啓発を行い、ケアラー・ヤングケアラーに関する認知度向上を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	1,375千円
【今後の取組】 各種啓発ツールによる啓発	県	教育庁、市町村等と連携して、引き続きケアラー・ヤングケアラーに対する理解促進を図る。	—

<p>【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供</p>	県	<p><実施状況></p> <p>○県内の公立小中高等学校等の児童生徒に対し、啓発用電子リーフレット等の配布・説明などを通して、ヤングケアラーである児童生徒自身に支援が必要であるという認識を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：令和5年12月 ・実施対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 <p><成果></p> <p>全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、啓発用電子リーフレット等を配布・説明することを通して、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。</p> <p>(教育庁学校教育部義務教育課・高校教育課)</p>	—
<p>【今後の取組】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供</p>	県	<p>学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、相談等の支援につなげができるようにする。</p>	—
<p>【前年度の実施状況及び成果】 県政出前講座 (各種研修会等での啓発等)</p>	県	<p><実施状況></p> <p>関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①5/16 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会第1回児童福祉部会（福祉会館） ②6/15 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会会长・副会長研修（大洗シーサイトホテル） ③6/29 同上 ④7/13 知的障害者相談員研修会（福祉会館） ⑤7/27 介護支援専門員那珂太田地区会研修会（ふれあいセンターよこぼり） ⑥8/23 水戸市介護支援専門員支援事業研修会（市高齢福祉課） ⑦8/25 牛久市議会 保健福祉常任委員会参考人聴取（牛久市議会） ⑧8/28 茨城県生活学校連絡会研修会（ふれあい茨城） ⑨9/7 内原地区民生委員児童委員協議会研 	—

		<p>修（水戸市内原市民センター）</p> <p>⑩9/13 常陸太田市生徒指導連絡協議会（市役所分庁舎）</p> <p>⑪10/4 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会民生委員・児童委員教室（大洗シーサイトホテル）</p> <p>⑫10/16 神栖市医療・介護サービス事業者連絡会（市保健・福祉会館）</p> <p>⑬10/17 龍ヶ崎市教育委員会 学年主任等研修（市教育センター）</p> <p>⑭10/19 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会民生委員・児童委員教室（大洗シーサイトホテル）</p> <p>⑮11/10 児童相談所職員（階層別）研修（中央児童相談所）</p> <p>⑯11/13 居宅支援事業所研修（かすみがうらウェルネスプラザ）</p> <p><成果></p> <p>ケアラー・ヤングケアラーの現状、課題の理解促進と、ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握や支援への連携強化を図ることができた。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部福祉政策課）</p>	
【今後の取組】 県政出前講座 (各種研修会等での啓発等)	県	ケアラー・ヤングケアラーやその家族の支援に関わる者が、潜在化しやすい実情を理解し、適切な支援につなげられるよう必要な知識等の習得を図る。	—

【前年度の実施状況及び成果】 生徒指導実践サポート事業	県	<p><実施状況></p> <p>第2回生徒指導教員連絡協議会及び茨城県生徒指導主事研修会において、いじめや自殺に関する行政説明のほか、「認定NPO法人大タリバ」よりヤングケアラー支援に関する事業説明を行い、生徒指導主事対象に理解を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：令和5年10月30日（月） ・対象：県立高等学校生徒指導主事等95名 <p><成果></p> <p>「認定NPO法人大タリバ」による事業説明を通して、各校の生徒指導主事へヤングケアラーワーク支援に関する事業を周知した。</p> <p>（教育庁学校教育部高校教育課）</p>	3,831千円
【今後の取組】 生徒指導実践サポート事業	県	生徒指導教員の加配や、高等学校等生徒指導相談員の配置を行い生徒指導体制の改善充実を図り、生徒のいじめなどの問題行動等の未然防止及び早期発見に資する。	3,259千円
【前年度の実施状況及び成果】 令和5年度「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	<p><実施状況></p> <p>シンポジウムの開催 テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会～こどもがこどもでいられるために～ 日時：令和5年11月18日（土）13:30～16:00 会場：石岡市中央公民館 大講堂 参加者：教員及び保護者をはじめとする県民の方 内容：基調講演「僕、ヤングケアラーでした。」 講師 徳井 健太（吉本興業所属・平成ノブシコブシ）</p> <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員や保護者、行政職員を中心に198名が参加。参加者満足度は96%と高評価であった。 ・ケアラー・ヤングケアラーについて、県民の知識・理解を深め、地域社会での支援体制推進の重要性を認識することができた。 <p>（教育庁総務企画部生涯学習課）</p>	—
【今後の取組】 令和5年度「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、相談等の支援につなげることができるようにする。	—

ジウム			
-----	--	--	--

(5) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 〔千円〕
			今年度 当初予算額 〔千円〕
【前年度の実施状況及び成果】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	<p><実施状況></p> <p>県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。</p> <p><成果></p> <p>県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。</p> <p>(福祉部子ども政策局青少年家庭課)</p>	—
【今後の取組】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	<p>要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。</p> <p>県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。</p>	—

(参考)

茨城県条例第60号

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしている。

しかしながら、ケアに伴う過大な精神的、身体的、経済的負担により、ケアラーの日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアがケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられる。

とりわけ日常的にケアを行っている子どもたち、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、教育や人格形成に影響を及ぼし、人生の選択肢が狭められること等が懸念される。

こうした中、我々は、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念にのっとり、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保等を図るとともに、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、ヤングケアラーをはじめとする多様なケアラーを支え、もって県民誰もが生きやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定め、とりわけ次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等が図られるとともに、ケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、かつ、社会から孤立しないよう支えることにより、全ての県民が生きやすい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) ケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者をいう。
- (3) ヤングケアラー 前号に該当する18歳未満の者をいう。
- (4) 関係機関 介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (5) 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーへの支援は、全てのケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、その生活においてケアと自己の幸福追求との調和を図ることを旨として、行われなければならない。

2 ケアラーへの支援は、家族や身近な人など住民相互の助け合いを尊重しつつも、ケアラーが孤立することのないよう、多様な主体の相互の連携及び協力の下、ケアラーとその家族を社会全体で支え合うことを旨として、行われなければならない。

3 ヤングケアラーへの支援に当たっては、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ケアラーの支援における市町村及び民間支援団体の役割の重要性に鑑み、市町村及び民間支援団体がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう配慮するとともに、その健やかな成長が図られるよう、その発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、あらゆる機会を通じてケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、ヤングケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、それぞれの立場において十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識し、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労とケアとの両立に資する環境の整備に努めるものとする。

3 県は、普及啓発その他の前項の整備の促進に関する支援を行うものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、支援を行う機関の紹介その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 教育に関する業務を行う関係機関は、特にその業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の適切な支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、ケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体と相互に密接な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、ヤングケアラーを早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるよう、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携を強化するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「県推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、県推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、ケアラーの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、県推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、県推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(ケアラーの支援)

第10条 県は、ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備及びその周知に関すること。

(2) ケアに関する相談、手続その他の行為に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用に関すること。

(3) ケアラーが休息若しくは休養を要する場合又は社会通念上やむを得ない事由によりケアできなくなった場合における一時的にケアを提供する取組その他の必要な支援に関すること。

(4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。

(5) ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的な支援に関すること。

(6) ケアの方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発に
関すること。

(7) 交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。

(8) ヤングケアラーの教育の機会の確保に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、ケアラーを支援するために必要な事項に関すること。

2 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する
差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、ケアラーの支援が適切に行われるよう、相談、助言、日常生活及び社会生活の支援その
他のケアラーの支援を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、カウンセラー、ソーシャルワーカーその他のケアラーの支援に関する専門的知識を有する人
材の育成及び確保並びにその適正な配置に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、ケアラーに対する支援の重要性等について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、
職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第13条 県は、民間支援団体が行うケアラーの支援に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その
他の必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第14条 県は、ケアラーの状況を把握し、ケアラーの支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況
に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うものとする。

2 県は、ケアラーの支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供する
よう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会
に報告するとともに、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備す
るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める
ものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。